

第2章 計画の基本指針

この計画は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障がい者が、地域で生きがいをもって生活を送ることができるように、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る、令和8年度末の目標を設定します。